## 厚生常任委員会

平成28年2月18日午前9時から第1会議室で開かれた。

### 1. 出席委員

 ②小林
 誠
 〇井上
 卓也
 伴
 吉晴

 平川
 理恵
 濱
 眞理子
 奥村
 容子

 中西
 議長

## 2. 理事者出席者

池田 善紀 町 長 小城 利重 副 町 長 総 務 部 長 植村 俊彦 住民生活部長 乾 善亮 福祉課長 中原 潤 同課長補佐 福田 善行 同課長補佐 国保医療課長 山﨑 善之 田口 昌孝 西梶 浩司 健康対策課長 同課長補佐 典子 北 東浦 寿也 環境対策課長 栗本 公生 同課長補佐 同課長補佐 浦野 歩美 住民課長 安藤 容子

### 3. 会議の書記

議会事務局長 寺田 良信 同 係 長 大塚 美季

#### 4. 審查事項

別紙のとおり

開会(午前9時)

署名委員 井上委員、伴委員

委員長

おはようございます。

それでは、全委員出席されておりますので、ただいまより厚生常任委 員会を開会いたします。

初めに、町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

( 町長挨拶 )

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、井上委員、伴委員のお2人を指名いたします。お2人に はよろしくお願いをいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおり でございます。

初めに、1.継続審査案件であります(1)環境保全及びごみ減量化・ 資源化の推進に関することについてを議題といたします。理事者の報告 を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策

それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推 進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

今回の委員会におきましては、昨年12月の当委員会でも少し触れておりましたが、斑鳩町一般廃棄物処理基本計画の見直しにつきまして、斑鳩町廃棄物減量等推進審議会での意見聴取、あるいはパブリックコメントが終了し、見直し案がほぼまとまりましたので、当委員会にもご説明をさせていただきます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物を処理する市町村に、一般廃棄物の発生量や処理量の見込み、排出抑制の方策等を定めた一般廃棄物処理計画の策定が義務づけられているところであります。 当町では、一般廃棄物処理基本計画として10年間の計画を定めており、 直近の計画では、平成23年度から向こう10年間、平成32年度までの基本的な計画を定めており、その計画の中で、中間年に当たる平成27年度に計画を見直すことを定めているところであります。お示しをしております資料1-①では、斑鳩町一般廃棄物処理基本計画中間見直し(案)の本編を、また、資料1-②では、見直し内容の新旧対照表を添付をしておりますので、それぞれ資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、資料1-①本編を1枚めくっていただきまして、目次でありますが、この計画では、第1章から第6章で構成をしております。うち、第2章 地域の特性から第3章 ごみ処理の現状と課題では、当初の基本計画では、平成17年度から21年度までの実績値を記載をしておりましたが、今回の見直し案では、平成21年度から平成26年度までの実績値に改めております。また、第4章 人口及びごみ排出量の将来予測では、高齢化率など最新のデータに改めております。

今回、特に審議会でも意見聴取させていただきましたのは、第5章 基本計画の部分でありまして、その見直し内容を資料1-②新旧対照表でお示しをしておりますので、そちらのほうで主だったものをご説明をさせていただきます。

まず、1ページの下から2段目、数値目標①の1人1日当たりのごみ排出量であります。排出量につきましては、当初の目標値よりも見直しました目標値のほうが多くなっております。これまで当町では、資源物集団回収で回収されました量は、町を経由していないということからごみ排出量には含んでおりませんでしたが、審議会の中で、集団回収での回収量であっても家庭から排出されたものであるので、排出量に含めるほうがより実情に近い排出量が把握できるのではという意見がありまして、奈良県や環境省などに確認をいたしましたところ、回収量が把握できるのであれば排出量に含めるべきとの見解がありまして、今回、集団回収での回収量もごみ排出量に含めたことによりまして、1人1日当たりの排出量が増加をしているものであります。なお、平成27年度での目標値では、1人1日あたり758g、この計画の最終年であります平

成32年度には、平成27年度から16g少ない742gの排出量を目標としているところであります。

次に、同じく1ページの下段、数値目標②のリサイクル率であります が、当初の目標値では、平成27年度では62%という目標でありまし たが、現在の実績等々を見まして、見直し案の目標値では、平成27年 度、今年度のリサイクル率を55%に下方修正をしております。しかし、 本計画最終年の平成32年度には、逆に、64%から69%のリサイク ル率に上方修正をしているところであります。そして、この2つの数値 目標を達成するための方策といたしまして、2ページから3ページにか けまして、基本施策として、(1)ゼロ・ウェイスト運動の推進、(2) 資源化の充実、(3)効率的・効果的なごみ処理の推進といった3つの 大きな柱を掲げ、その中で、18の新規項目を含みます49項目の事業 の実施あるいは検討を計画をしているところであります。今回特に、新 たに取り組んでいく主な内容でありますが、基本施策(1)ゼロ・ウェ イスト運動の推進、②のごみの発生抑制対策では、今後、ゼロ・ウェイ ストを進めていく上でごみの発生抑制は不可欠であり、現在、各地で問 題になっております手つかず食品、あるいは食べ残しといった、いわゆ る食品ロス削減への取り組みが必要ではないかといった意見をいただい ておりまして、今回、食品ロス削減に関する啓発の実施を取り組みに加 えております。また、生ごみや枝葉・草類の堆肥化を現在進めておりま すが、できた堆肥を活用する仕組みを作る必要があるとの意見もいただ いておりまして、3ページの2段目になりますが、基本施策(2)資源 化の充実、②バイオマス利活用の推進として、完熟堆肥斑鳩の環の活用 推進への取り組みを新たに進めることとしているところであります。そ のほかにも様々な取り組み内容がございますが、今回は、見直しました この一般廃棄物処理基本計画をもとに計画的に事業を展開しながら、ご みを燃やさない、埋め立てないまち、いわゆるゼロ・ウェイストのまち づくりを目指し、住民、行政、事業者が一体となった取り組みを進めて いこうと考えているところであります。

なお、この基本計画の見直し内容につきましては、審議会での意見聴

取は終了しておりまして、来る2月25日開催予定のいかるが町廃棄物減量等推進審議会で最終確認をいただき、その後、町の最終的な基本計画として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき公表する予定としているところであります。

以上で、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進 に関することにつきましてのご説明とさせていただきます。以上です。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けをいたします。

(なし)

委員長

それでは、先に私のほうから1点。新たな資源化についての取り組み についての研究ということであげられておりますけれども、究極のごみ と言われている紙おむつについて、今、どのように研究されておられる のか、ちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

環境対策 課長 紙おむつの資源化につきましては、もう既に福岡県の大牟田市のほうで資源化のプラントがございまして、一部の市町村では、分別収集をして資源化しているというところであります。最終的には、そのリサイクルプラントは、紙おむつから再生紙おむつをつくるという研究をしつつ、現在、建築ボードなどに資源化をしているというところであります。今、その全国で1か所しかございませんけども、近い将来、関西地方にそういったプラントが進出をしてきますと、費用対効果も見ながらでございますけれども、資源化に移行していきたいというふうに考えているところであります

委員長

ありがとうございます。

委員の皆さま方、何かご意見、別に。 濱委員。

濱委員

生ごみのね、回収の地域っていうのは、今後、全町に広げていかれる

んだと思うんですけども、まだモデルのままでいかれるのかと、それから、ベンランダで何とかという分を見せていただいたら、結構大きいですね。実際にベランダに置くにはちょっと大変かなと思うので、そういうののもう少し小型なものとか、そういうようなものっていうのは、対象になるようなものはないんでしょうか。

# 環境対策 課長

まず、生ごみの分別収集でございますけれども、現在、約5,000 世帯で取り組みを進めていただいております。近い将来は全町的に生ご みの分別収集を実施していきたいというように考えております。

もう1点、生ごみの自家処理でありますけども、ベランダdeキエーロ、実際ちょっと大きいサイズなんですけども、いろいろ試行錯誤されて、小型のものも、大型のものもつくっていろいろ研究をされましたけれども、あのサイズがやっぱり一番、ちょうど生ごみが分解するのに適しているサイズということで、現在のところはあの大きさになっていますけども、ほかでもダンボールコンポスト等々、いろいろ自家処理の方法が開発をされてきておりますので、そういったもの、いろいろなものを紹介しながら、その家庭であった自家処理の方法を選択をしていただけるような取り組みを進めていきたいというように考えております。

委員長

ほかにございませんか。 伴委員。

伴委員

リサイクル率が、27年度62%で設定されていたやつが55、結果 としてこないなった、このあたりの検証として、この62が55になっ た、このあたりの原因っていいますか、それを教えてください。

# 環境対策 課長

平成23年度に計画を立てましたときには、生ごみの分別収集につきまして、平成27年度に町全域で実施をしたいという計画をもって進めておりましたけれども、そういった関係でリサイクル率を62%に設定をしておったんですけども、やはり生ごみにつきましてはどの市町村でも分別収集が進んでいない、いわゆる分別困難物というふうに言われて

おりますので、やっぱり住民の方に理解をしていただいた上で、なぜこういう分別をしなければならないのかっていうのを理解していただいた上でやっぱり事業を進めていくべきということで、説明会を開催をさせていただいて、手を挙げていただいたところから今現在やっていただいていますので、まだ5,000世帯ということで、ちょっと下方修正をさせていただいたところであります。

伴委員

今思っておられる、まあ言えばこれからの生ごみの分別、それを、ま あ言えば広げていくという計画をもうちょっとお願いします。

環境対策 課長 現計画では、平成30年度に、生ごみの分別収集の世帯を9,000世帯、自家処理される世帯を1,000世帯にもっていきたいという計画を立てておりまして、最終的にこの計画の最終年度であります年には69%のリサイクル率いうのを立てているところであります。

委員長 奥村委員。

奥村委員

恐れ入ります。この計画の中で、ごみ出しマナー向上対策の実施っていうところでございますけれども、具体的にはどういうマナー向上対策の実施をこれから打ち出していかれるのかっていうことを教えていただきたいのと、それと、今、自治会や地域の中でごみ収集場所、それぞれございますよね。それで、うちの近所でもそうなんですけども、緑色の、入れ物っていうか、名前しっかりわからないんですけども、ございますよね。あれですごく鳥の対策とか、猫等の対策がすごくできていて、すごく清潔なんですけども、あれは、この町の中でどこら辺まで進んでいるのかっていうところも。また、それの推進っていうか、どういうようにされているのかということも、ちょっと教えていただきたいんですけども。

環境対策 まず、1点目のごみ出しマナー向上対策の実施でございますけども、

課長

これはやはり家庭ごみをですね、駅であるとか、スーパーに持ち込まれる方が、ごく一部ですけどもございますので、審議会の中でも、そういったスーパーの店長さんなんかも入っていただいて、非常にそれは困っているねんという意見がございますので、今後はそういったスーパー等にですね、家庭ごみを持ち込まないような、そういったマナーの向上の対策をしていこうということで、こちらに、計画にあげさせていただいております。

もう1点、集積場所に現在置いてある緑のボックスですけども、折り 畳み式の簡易ごみボックスでございます。これにつきましてはですね、 まず、カラス対策で初期対策として青いネット、お配りをさせていただ いております。カラスというのは非常に学習能力がございまして、1回 ですね、そのネットをめくることを覚えると、いくら青いネットをして もまためくってしまうということがございますので、基本的にやはり固 定式のボックスを置いていただくのがやっぱり一番いいんですけれど も、地域としてはそういう場所がないというところで、収集日だけ置け る折り畳みのボックスを相談があれば貸与しているというところなんで すけど、ただ、これ自体もですね、置けない集積所っていうのは、そち らのほうが町内には多分数多くございますので、相談があったときに、 集積場所のその立地などを見させていただいた上で、もし置けるスペー スがあるならお貸しをしていると、そういう場所がないなら、今、青の ネットを2重、3重にしてですね、例えば各角にブロックを置いていた だいてめくれないようにすると、そういった対策でやっていただいてい ると。全ての集積所でそういったものが置ければ大々的に町としてもP Rができるんですけども、置く場所がどうしてもないというところのほ うが多いので、相談があって、置く場所があればという前提で進めさせ ていただいているところであります。

委員長

ほかに何かございませんか。平川委員。

平川委員

生ごみの収集ですけれども、実際にそのモデル地域になっていても、

全てのモデル地域の世帯がそれを実施しているわけではないと思うんですけれども、特に、今後さらに高齢化していくっていうことになったときに、分別ってすごく手間もかかりますし、その趣旨はすごく理解もできるし、進めていくべきだとは思いますけれども、どうしてもお年寄りの一人暮らしで、ヘルパーさんが来てもらっていて、それをいろいろ細かく分けていくのが難しいっていう状況になったときに、町もこの4月から、個別にごみを出せない人に収集に行くっていう事業を進めておられますけれども、そういうところのリサイクルの部分は今後どういうふうに、何か考えていこうかなと思っておられるところとかって何かございますか。

# 環境対策 課長

現在行っております安心サポートごみ収集もですね、ただ単に収集するだけじゃなくて、分別のご協力などもさせていただいていますので、 今後もですね、できる限りそういうお手伝いをして、資源化率が上がる ような努力をしてまいりたいというふうに考えております。

### 委員長

ほかにございませんか。 濱委員。

### 濱委員

すみません、ごみのね、減量で、マイバックの持参をね、進めているということでしていますけども、町内のね、業者さんに、レジ袋っていうのかな、レジ袋ですね、無料配布中止の呼びかけということですけど、有料であるところもありますけども、他の市町村でね、もう申し合わせのようにないのが当然ということでしているけど、まだまだ町内では、関係なしに、もうお買い物をすればレジ袋をくださるっていうところもあるけど、その辺ではどうでしょうか。できればね、申し合わせって言ったらおかしいですけれども、スーパーさんとか全部で、もう渡さないようにするっていうのを町で決めるとかいう、ちょっと推し進めた対策というのはどうでしょう。

### 環境対策

既に町内のあるスーパーでは、もう既に有料にされていると。もう一

課長

方のスーパーでは無料で配布されているというのが実態なんです。当然、町としてもレジ袋削減で、毎回ですね、毎年年2回、そのスーパーさんの店頭をお借りしてですね、啓発もさせていただいています。今後も引き続きですね、レジ袋削減の協力依頼というのはさせていただきたいというふうに思いますけれども、有料にされる、無料にするっていうのは、それはやっぱり会社の考え方もございますので、町としては、できるだけもらわないような対策を、消費者の方にですね、呼びかけていきたいというふうに考えております。

委員長

平川委員、どうぞ。

平川委員

もう1つ言うの忘れていまして、ごみを住民の方から出さないってい うことのその前の段階で、スーパーの売られ方で容器に入っているもの がすごく多いんですよね。もう、お肉買っても、お惣菜買っても、全部 トレーに入っていて、それをごみとして出していくっていう。町がなか なか事業者さんに働きかけるのって難しいところもあると思うんですけ ど、やはり、例えばコープさんなんか、店頭で鶏肉を袋に入れて売って おられたら、もうそういうトレーのごみが出ないってこともありますの で、そういうそもそもの売られ方というか、そういうところにも、町が できることって限りがあるとは思うんですけれども、そういうことも今 後考えていっていただけたらなというふうに思います。

環境対策 課長 以前、あるスーパーでですね、実験をしていただいたことがあるんです。ばら売りのものと、きれいにトレーに入ってラップされたもの、圧倒的に後者のトレーに置かれてラップされたほうが売れ行きがよかったという結果が出ております。当然ですね、やっぱりスーパーなどは売れるほうを進めていかれます。やはり売りっぱなしではだめですので、容器包装リサイクル法では、そういった小売業者にもリサイクルの義務が課せられています。そういったことから、今、スーパーではですね、食品トレーであるとか、ペットボトルであるとか、そういった回収をされ

ております。

そういったことからですね、町としては、消費者の方に、過剰包装は 要らないよというのをですね、もっとスーパーのほうに声をあげていた だくような施策をこれからもとっていきたいというふうに考えておりま す。

委員長 濱委員。

演委員 平川委員の今の質問のね、続きみたいなんですけど、斑鳩町内では焼却しないで、集めてもらって、よそで捨てる。この中にもありますけども、リサイクルすればいいんだというところね、やっぱりその辺のもっと根本的なところをもう少し理解を深めてもらうようにっていうのが。ごみをどうするのかじゃなくて、やっぱりごみをつくらない。ペットボトルでも、トレーでも、リサイクルしているんだからいいんだということではないっていうね、やっぱり根本的なところっていうのをきちっと

環境対策 課長 まさしく、今、当町が進めておりますゼロ・ウェイストの考え方は、 出たごみをどう処理するのではなく、そもそもごみを出さないような暮 らしをしようというのが基本にございますので、今後もゼロ・ウェイス トを進めていく上で、住民の皆さんにはそういったところを強く推し進 めていきたいというように考えております。

押えていただくようにっていうか、そこのところをやっぱり強くしてほ

委員長 ほかにご意見ございませんか。

しいと思います。

(なし)

委員長 ただいまご報告いただきました基本計画案ですけれども、課長のほう からも話がありましたが、今月の25日に審議会の最終日ということで、

それまでにですね、委員皆さま方の思いやご意見がありましたら、内容にもよりますが、できるだけ反映させていただけるということですので、もしご意見がございましたら早めに、24日までには担当のほうに話をしていただきますように、よろしくお願いをいたします。

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項について、(1) 地域包括ケアシステムの構築に向けた推進体制(事業) について、(2) 斑鳩町地域ケア会議設置要綱について、(3) 斑鳩町生活支援体制整備事業実施要綱について、

(4) の斑鳩町在宅医療・介護連携推進事業実施要綱については一括して理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

#### 福祉課長

失礼いたします。そうしましたら、各課報告事項(1)地域包括ケアシステムの構築に向けた推進体制(事業)についてを、まず、資料2に基づきましてご説明をさせていただき、その後、(2)斑鳩町地域ケア会議設置要綱、(3)斑鳩町生活支援体制整備事業実施要綱、(4)斑鳩町在宅医療・介護連携推進事業実施要綱につきまして、同じ地域包括ケアシステム構築に向けた事業でございますので、一括して順番に説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

では、資料2をお開きいただきたいと思います。

地域包括ケアシステムを今後構築していくには、大きく5つの法令で 定められた事業を展開していくことになります。そのうち3つの要綱に つきまして、本日の委員会においてご報告させていただくこととなりま す。資料には、①から⑤の5つの事業が縦に列記されておりますけれど も、まず最初に、右から2番目の④認知症総合対策推進事業につきまし ては、前回の平成27年12月の厚生常任委員会におきましてご報告を させていただき、現在、事業実施を順次進めているところでございます。 そして、その右の⑤介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、 平成27年の3月議会でご審議をいただき、平成29年4月からの実施 に向け、現在、準備を進めており、平成28年度中に実施要綱等を定め る予定としております。

今回報告させていただく3つの事業でございますけれども、一番左の①地域ケア会議、その横の②生活支援体制整備事業は、それぞれ個々の案件からの課題を抽出し、その集められた課題等につきまして実務者レベルの会議として多職種により検討を行い、情報共有や連携を深め、その会議で検討された内容について必要のあるものは、図の一番上の部分となりますけれども、既存の協議会でございます斑鳩町地域包括支援センター運営協議会に報告等を行い、協議を行っていくという体系になっております。

その右の③在宅医療・介護連携推進事業につきましては、国で定められました事業を今後展開するために要綱を制定させていただき、その事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

では、(2)の斑鳩町地域ケア会議設置要綱につきまして、説明をさせていただきます。資料2-①のほうをお願いしたいと思います。主な制定内容につきましては、末尾に添付をさせていただいております要旨をもって説明をさせていただきます。

この要綱は、地域包括ケアシステム構築の実現に向け、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を進めていくため、本町が実施する斑鳩町地域ケア会議につきまして必要な事項を定めるものであります。

第1条関係、設置につきましては、地域における住民の福祉、保健、 医療及び介護等に関する多様なニーズに対し、各種サービス等を総合的 に調整し、住みなれた地域で、生活を継続できるような支援策を多職種 が協働で検討を行い、地域包括支援ネットワークを構築するため、介護 保険法第115条の48の規定に基づきまして、斑鳩町地域ケア会議、 以下「地域ケア会議」を設置するものでございます。

次に、第2条関係、会議でありますが、地域ケア会議には、次に掲げる会議を置き、必要に応じて長寿福祉課長が招集するものとすると規定

しております。次に掲げる会議とは、地域ケア個別会議と地域ケア推進会議の2つの会議を設けることを規定しております。

次に、第3条関係、地域ケア個別会議でありますけれども、第1項におきましては、地域ケア個別会議は高齢者等の課題解決に対する支援並びに地域の介護支援専門員及びサービス事業者との連携等を目的とし、多職種が協働して個別ケースの支援の内容を検討する、とその目的を規定し、第2項では、個別会議の参加者は、本人または家族及び保健、医療、福祉等の関係者または団体の実務担当者その他必要と認める者とし、協議する内容及び会議の議題により、長寿福祉課長が必要な者を選定すると会議の組織について規定しております。

次に、第4条関係、地域ケア推進会議についてでございますけれども、第1項において、地域ケア推進会議は、個別会議により把握された課題をその関係者で共有し、相互の連携を高めることによる地域包括支援ネットワーク等、地域づくりや必要な資源開発を検討するとその目的について規定しております。第2項では、推進会議の参加者は、次に掲げる者の中から地域の実情等に応じた者を長寿福祉課長が選定すると規定しております。次に掲げる者とは、ア、保健医療関係者、イ、民生委員、ウ、介護保険サービス事業所職員、エ、高齢者関係機関職員、オ、行政機関職員、カ、その他町長が必要と認める者と規定しております。第3項では、推進会議において検討した事項につきまして、長寿福祉課長が必要であると認めるときは、斑鳩町地域包括支援センター運営協議会に報告することができると規定しております

次に、第5条関係、守秘義務では、出席者は、地域ケア会議で知り得た情報の保護に万全を期すとともに、その知り得た情報等を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とすると規定しております。

次に、第6条関係、庶務では、地域ケア会議の庶務は、健康福祉部長 寿福祉課が所掌すると規定しております。

次に、付則でございますけれども、第1項、施行期日につきましては、 公布の日から施行するものとしております。次に、第2項、経過措置で は、この要綱の施行の日から平成28年3月31日までの間における第2条、第3条第2項、第4条第2項及び第4条第3項並びに第6条の規定の適用については、第2条、第3条第2項、第4条第2項及び同条第3項中「長寿福祉課長」とあるのは「福祉課長」とし、第6条中「健康福祉部長寿福祉課」とあるのは「住民生活部福祉課」としますと規定しております。

以上、斑鳩町地域ケア会議設置要綱の説明とさせていただきます。

次に、(3)斑鳩町生活支援体制整備事業実施要綱につきまして、説明をさせていただきます。資料2-②をお願いしたいと思います。主な制定内容につきましては、末尾に添付をさせていただいております要旨をもちまして説明をさせていただきたいと思います。

この要綱は、地域包括ケアシステム構築の実現に向け、生活支援サービスの充実を図るとともに、地域における支え合い体制づくりを推進するため、本町が実施する斑鳩町生活支援体制整備事業につきまして、必要な事項を定めるものでございます。

第1条関係、趣旨につきましては、被保険者の地域における自立した 日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防または要介護状態等 の軽減もしくは悪化の防止に係る体制の整備その他これらを促進するた め、介護保険法第115条の45第2項第5号の規定に基づく事業とい たしまして生活支援体制整備事業(以下「事業」という。)を実施する ことについて必要な事項を定めるものですと規定しております。

次に、第2条関係、実施主体でございますけれども、事業の実施主体は、斑鳩町とする。ただし、当該事業の全部または一部について、適切に実施することができると町長が認める者に委託することができると規定しております。

次に、第3条関係、事業内容でありますけれども、地域における高齢者の日常生活上の支援体制の充実及び強化のため、次に掲げる事業を行うと規定しております。次に掲げる事業とは、①生活支援コーディネーターの配置、②斑鳩町生活支援体制整備事業推進協議体の設置及び運営としております。

次に、第4条関係、生活支援コーディネーターについてであります。 生活支援コーディネーターは、斑鳩町における地域の多様な主体による 取り組みの調整及び地域での一体的な活動を推進するため、次に掲げる 取り組みを総合的に支援・推進するとしております。次に掲げる取り組 みとは、1つ目といたしまして、資源開発でございます。その内容とい たしましては、地域に不足するサービス及び支援の創出、高齢者などが 担い手として活動する場の確保等と規定しております。2つ目といたし ましては、ネットワークの構築でございます。この内容といたしまして は、関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくり等と 規定しております。3つ目の取り組みとして、ニーズと取り組みのマッ チングであります。この内容といたしましては、地域の支援ニーズとサ ービス提供主体の活動のマッチング等と規定しております。

次に、第5条関係、斑鳩町生活支援体制整備推進協議体についてであります。第1項では、生活支援サービスを担う地域の多様な関係主体間の情報共有、連携及び協働による資源開発等を推進するために、斑鳩町生活支援体制整備推進協議体を設置すると協議体の設置について規定をしております。次に、第2項では、協議体の参加者は、次に掲げる者の中から地域の実情等に応じた者を長寿福祉課長が選定すると規定しております。次に掲げる者とは、ア、地域包括支援センター職員、イ、生活支援コーディネーター、ウ、行政機関職員、エ、地域の関係者、オ、その他町長が必要と認める者と規定しております。次に、第3項では、協議体において検討した事項について、長寿福祉課長が必要であると認めるときは、地域包括支援センター運営協議会に報告することができると規定しております。次に、第4項では、協議体の庶務は、健康福祉部長寿福祉課が所掌すると規定しております。

次に、第6条関係、守秘義務では、コーディネーター及び協議体の参加者は、職務上知り得た情報の保護に万全を期すとともに、その知り得た情報等を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とすると規定しております。

次に、付則でありますけれども、第1項、施行期日につきましては、

公布の日から施行するものとしております。次に、第2項、経過措置では、この要綱の施行の日から平成28年3月31日までの間における第5条第2項、同条第3項及び同条第4項の規定の適用については、第5条第2項及び同条第3項中「長寿福祉課長」とあるのは「福祉課長」とし、第5条第4項中「健康福祉部長寿福祉課」とあるのは「住民生活部福祉課」とすると規定しております。

以上、斑鳩町生活支援体制整備事業実施要綱の説明とさせていただきます。

次に、最後、(4)斑鳩町在宅医療・介護連携推進事業実施要綱について、説明させていただきます。資料2-③をお願いしたいと思います。 主な制定内容につきましては、末尾に添付をさせていただいております 要旨をもって説明させていただきます。

この要綱は、地域包括ケアシステム構築の実現に向け、疾病を抱えて も、自宅等の住みなれた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けてい くため、本町が実施する斑鳩町在宅医療・介護連携推進事業につきまし て、必要な事項を定めるものでございます。

第1条関係、趣旨につきましては、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するべく、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進するため、介護保険法第115条の45第2項第4号の規定に基づく事業といたしまして、在宅医療・介護連携推進事業を実施することにつきまして必要な事項を定めるものですと規定しております。

次に、第2条関係、実施主体でありますけれども、事業の実施主体は、 斑鳩町とする。ただし、当該事業の全部または一部について、適切な事 業運営が確保できると町長が認められる在宅医療の支援体制の構築を進 めている者に委託することができると規定しております。

次に、第3条関係、事業内容でありますが、9つの事業内容をあげております。①から⑧の事業内容は、国が示すとおりとなっております。 1つ目は、地域の医療機関・介護事業者等の把握に関すること、2つ目 は、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討に関すること、3 つ目は、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進に関するこ と、4つ目は、地域の医療・介護関係者の情報共有の支援に関すること、 5つ目は、在宅医療・介護連携に関する相談支援に関すること、6つ目 は、地域の医療・介護関係者の研修に関すること、7つ目は、地域住民 への在宅医療・介護の普及啓発に関すること、8つ目は、在宅医療・介 護連携に関する関係市町村との連携に関すること、そして9つ目は、そ の他在宅医療・介護連携推進に資すると町長が認めることとしておりま す。

次に、第4条関係、守秘義務では、事業に従事する者は、業務上知り 得た情報の保護に万全を期すとともに、その知り得た情報等を他に漏ら してはならない。その職を退いた後も同様とすると規定しております。

次に、第5条関係、関係機関との連携では、町は、事業を円滑に運営するため、関係機関と密接な連携を図るものとすると規定しております。 次に、第6条関係、庶務では、事業の庶務は、健康福祉部長寿福祉課が所掌すると規定しております。

次に、付則でありますけれども、第1項、施行期日につきましては、 公布の日から施行するものとしております。次に、第2項、経過措置で は、この要綱の施行の日から平成28年3月31日までの間における第 6条の規定の適用につきましては、同条中「健康福祉部長寿福祉課」と あるのは「住民生活部福祉課」とすると規定しております。

以上、斑鳩町在宅医療・介護連携推進事業実施要綱の説明とさせていただきます。以上でございます。

委員長

報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があればお受けをいたします。 伴委員。

伴委員

ちょっと教えてください。資料2-①と②なんですが、これ、①では、 課長が推進会議の参加者を選定するとあり、これで民生委員さんがここ に入って、また、資料②のところで、これ、地域の関係者と、こう書い

ている。これはやっぱり、その方、その方、場合、場合によって、まあ 言えば選定するメンバーを変えていく、そういうような考え方でええわ けですかね。この地域の関係者とか、民生委員さんも、この地域、地域 になっておられる。そんな感じで考えておられるんですか。

福祉課長

委員のおっしゃるとおりでございます。この地域ケア個別会議等にい たしましても、まず、高齢者お一人ひとりの案件に対して、その関係者 でありますとか、他職種の方が集まりまして、その方に必要なケア等を まず考えることが基本となっておりますので、お一人ひとり関係者が異 なってきますので、この、おっしゃるとおり、各地域個別会議等におき ましては、集まってくる職員、職員といいますか、会議に参加する者が 異なってくるということになります。

伴委員

そうなってくると、場合によれば、民生委員さんなんかであれば、自 分がそういう会議に出ていってっていう、そういう意識づけ、そういう のも必要になってくると思うんですが。突然と、こんなんやりますので ということにならんように、そのあたり、どう考えておられるんですか ね。

福祉課長 失礼いたします。今の民生委員さんの件でございますけれども、現在、 このそれぞれの事業を実施するに当たりまして、ワーキングチーム等を つくり、どういった内容ですべきかということを検討もしてまいりまし た。その中で、民生委員さんも参加していただきまして、このあたり、 周知といいますか、ご協力のほどもその中で順次お願いをしていますと ころでございます。

伴委員

それでしたら、この、地域の関係者というのが、これ、②のほうであ るけど、この地域の関係者というのはどういう感じの方を指しておられ るような、考えておられますか。

福祉課長

資料2-②のほうは、協議体の部分ですけれども、こちらの地域の関係者につきましては、現在のところ想定しておりますのが、ボランティア協議会でありますとか、社会福祉法人さん、また、社協の職員、民生委員さん等を想定しております。

委員長

ほかに質疑、ご意見ございませんか。 奥村委員。

奥村委員

すみません、この生活支援コーディネーターですけれども、位置づけですけれども、大変なそういう会議を運営し、また、いろいろなこと、知識を知っていかないといけないと思うんですけども、この生活支援コーディネーターさんっていうのはどういう資格であったりとか、方が選任されるんでしょうか。

福祉課長

失礼いたします。この生活支援コーディネーターの役割的なところでですね、生活支援という部分において、それぞれの地域、地域に入って、地域づくり的なところがございます。地域福祉の推進というところがメインなところがございまして、この資格を持っていないとだめということはないんですけれども、社会福祉士等の資格を持っている者であればいいのではないかというふうに考えております。また、このコーディネーターは、ボランティア等の担い手づくりっていう役割も担っておることから、現在検討しておるのは、社会福祉協議会の中に社会福祉士を持った者が幾人もいますので、そちらのほうでコーディネーターのほうを受けていただくことで検討を進めているところでございます。

奥村委員

それでですね、もう1点、非常に気になるんですけども、いわゆる在宅医療と介護の関係でございますけれども、この地域包括ケアシステムそのものが本当に膨大な、いろいろな情報も必要となり、いろいろな方との連携も必要となるんですけども、この医療関係者とのその連携っていうものが大変なことではないかなと思うんですけども、これはどういうふうに進めていかれようとしておられるのか、その辺ちょっと教えて

いただきたいんですけども。

福祉課長

今、ご質問いただきました、医療関係者との今後の連携でございます。まず、医療関係者というのは、町内で申しますと各診療所、医療機関、ございます、そこに、斑鳩町の医師会っていうのがございます。その上の、広域的な地域といたしましては、生駒郡、生駒市を含めた生駒地区医師会というのがございます。また、別に、西和医療センター等を中心としたこの7町という取り組みもございます。こういったそれぞれの機関ですね、に働きかけが必要になってきます。全てがうまくやはり連携していかないとだめですので、今回ですね、この実施要綱を策定、設置させていただいて、こちらのほうもそれぞれにおいてですね、順次ご説明、一緒に協働しながらですね、この構築に向けて取り組んでいきたいと考えております。

委員長 濱委員。

浜委員

教えていただきたいんですけど、今、奥村委員の質問された、支援のコーディネーターの配置ですけれども、資格というか、そういったこともあって、町内でね、どのぐらいの方をと思っていらっしゃいますか。というのは、地域っていうのの解釈が、町内をいくつかに分けるそういう地域っていうのか、自治会みたいな小さい単位なのか、それによって町内でどのぐらいの予定をされているのか、聞かせてください。

福祉課長

現在検討しているこの生活コーディネーターの人数的なところでございますけれども、社会福祉士等々の資格の観点から社協でと思っておりますので、社協の職員の人数の中でも、当然現在の業務もございますので、2名程度をなんとかコーディネーターとしてまずは配置できればなというふうに考えております。

委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんか。

(なし)

委員長

それでは、これをもって質疑を終結させていただきます。 ほかに理事者のほうからご報告しておくことはございませんか。 安藤住民課長。

住民課長

住民課より、個人番号カードの申請について、ご報告申しあげます。 社会保障・税番号制度が平成27年10月5日から始まり、個人番号 通知が始まりました。斑鳩町在住の皆さまにも、平成27年11月21 日から通知カードの郵送が始まり、同時に、個人番号カードの申請が可 能となったところでございます。平成28年1月末までに斑鳩町の住民 の方につきまして、905人が個人番号カードの申請をされております ことをご報告申しあげます。以上です。

委員長

続いて、そのほかに理事者側から報告されることは。中原福祉課長。

福祉課長

福祉課から1点、ご報告を申しあげることがございます。斑鳩町高齢 者優待券の使用範囲の拡大についてでございます。

現在の斑鳩町高齢者優待券の種類につきましては、奈良交通バスカードのCI-CA、鉄道において使用できるJRのICOCA、タクシー乗車券及びいきいきの里の優待入館券でありますけれども、平成28年度より、高齢者の健康増進の視点から、新たにすこやか斑鳩・スポーツセンタートレーニング機器利用券を追加してまいりたいと考えております。今回の優待券の種類の追加は、より多くの高齢者の方々に広くご利用いただけるよう、選択肢を拡大する見直しを行うものでございます。なお、トレーニング機器の利用券の1年度に配布する枚数ですけれども、いきいきの里の優待入館券と同じく、1回200円分の利用券20回分としております。また、今回の優待券の種類の追加に関する住民の方への周知につきましては、3月号広報によりお知らせしてまいりたいと考

えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、斑鳩町高齢者優待券の使用範囲の拡大についてにつきましてのご報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

委員長

報告が終わりましたので、ただいまの2点について、何か質疑、ご意 見等はございませんか。

(なし)

委員長

私のほうから1点、ただいまの高齢者の優待券の使用範囲の拡大について、ジムの使用ということで大変いいことだと思います。高齢者の健康の増進ということについてね、取り組んでいかれるということでいいんですけれども、数値目標を持っていったほうが、担当課として数値目標を持っておられたほうがいいのかなというふうに考えます。と言いますのも、この拡大によってですね、健康的な高齢者の方々がどれだけふやそうとされるかですね、そういう目標を持って行動していくほうが、より高齢者の方々の健康増進についてはいいのかなと思うんですけれども、斑鳩町としての大きな目標、高齢者健康寿命を伸ばす、その手段としてこれを使われるっていうのはいいんですけれども、ちょっと何か、ただやるんじゃなくてやっぱり目的を持って、その目的、目標に向かっていろいろな施策を講じていくっていうふうな努力をしていただきたいなとは思うんですけれども、町のほうはどういうふうに考えておられますかね。 池田副町長。

副町長

こういう高齢者優待利用券について、個々に目的というの、非常に利用者の選別をふやしておりますので、これは高齢者の外出支援で。せやから、本人さんがやっぱりバスを利用してあちこち行きたいという方もやっぱりございます。ICOCAを利用してちょっと奈良まで行きたい方も、やっぱり利用者の方、いろいろな目的がありますので、例えば、おたく、バスカード来はって、こっちは健康的ですよいうの、非常に利

用者の選択肢のため、個人の、利益の侵害ではないですけど、やっぱり その人のどこに生きがいを見つけるかに係っておりますので、個々に目 的というのは、数値というのを設定するのは非常に難しい問題でありま す。

委員長

担当課とされては、リンクされてもいいかなと思います。健康的な高齢者の方々をふやす、その手段の1つとしてこれを周知、より広めていくっていうことがですね、国保の医療の財政についてもですね、メリットもありますのでね、これからの行政、どんどん新しいことされるのはいいんですけど、ちょっと数値目標を持っていただきたいなというふうにですね、思うんですけれども。 池田副町長。

副町長

先ほど申しあげましたように、数値目標は、例えば健康寿命を何歳にする、これは数値目標ですけども、今の場合、選択肢がいろいろある場合に、個々について、例えばバスカードを減らしていきいきのこの健康の利用をふやすのか、こっちを例えば倍にしますよとかいう目標というのは非常に立てにくい問題だと、私、言っておりますので、最終的に健康寿命は伸ばすのは目標であって、個々についてはいろいろな自分の好きなものを選択していただくということでございますので。そこら辺はご理解いただきたいと思います。

委員長

私も選択肢の1つとして、別にほかのことを勧めるわけじゃないですけど、こうやって事業をされるんでしたら、ついでにという言い方もおかしいかもしれませんけれども、福祉課として、健康的な高齢者をふやす事業として目標持たれてもいいのかなというふうに、個人的な思いだけ言わせていただきます。 伴委員。

伴委員

今、委員長、こうおっしゃりましたけど、私自身はこれは正直言って、 高齢者っていうひとくくりでも本当にいろいろなニーズを持っておられ ると。だから、選択肢を広げていただくというそれだけで私は非常に。 それでまた、そういうふうな口コミで広がって、それなら俺もしようか、私もジムのほうええなというような形で利用していただければ、僕はそれが国保関係につながってくる、ちょっと委員長と考えは違いますけど、私はもう今回、そういう形で。へたに誘導するっちゅうか、数字をあげるというのは、私は反対です。

委員長

ほかにご意見を。 濱委員、どうぞ。

濱委員

どちらの意見もよくわかるんですけれども、もう1つ前に、この高齢者の方に、バスであったりとか、お風呂の券とか、いろいろな種類の分をもらっていただくんですけども、進めるためにはね、それをやっぱり全部使い切らずにとか、また全然使わずにまたお返しになる方とか、そういう方がいくらかはあると思います。せっかくいい施策ですので、できるだけ利用して、外出であったりとか、健康増進のために、ぜひともこの制度を役立ててくださいというところでね、そういったこともしてほしいなと思うんです。中にはね、何か、せっかくもらったけども、節約と言ったらおかしいですけども、使わないままになってとか、全額は使わずに、返納になるのかな、そういうような方もあると聞きますのでね、その辺では、せっかくというか、いい制度なので、使い切ってくださいと言ったらおかしいですけども、そういったことっていうのもちょっと申し添えてほしいなと思います。

委員長

要望ということで終わらせていただきまして。ほかに質疑、ございませんか。

(なし)

委員長

それでは、以上で各課報告事項については終わります。

続いて、3. その他について、各委員から何かありましたらお受けを いたします。何か。 (なし)

委員長

それでは、その他についてもこれをもって終わります。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。 なお、本日の委員長報告につきましては正副委員長にご一任いただき たいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会に当たり、町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。 皆さま、お疲れさまでした。

(午前10時07分 閉会)